

## 目次

P -CV-2nd-1★控訴状	2
P -CV-2nd-2★証拠追加	7
P -CV-2nd-3★甲7号証-反訳書	8
P -CV-2nd-4★甲8号証-反訳書	9
P -CV-2nd-5★甲9号証-反訳書	15

# 控訴状

令和2年2月17日

東京高等裁判所 御中

## 控訴人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被控訴人（被告）

住所(送達場所) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1  
群馬県 同代表者 知事 大澤 正明 電話 027-226-2045 FAX 027-243-3575

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 1,500円  
上記当事者間の、前橋地方裁判所 平成31年(ワ)第119号 慰謝料請求事件について、令和2年2月7日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

## 第1 原判決の表示

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

## 第3 控訴の理由

### 1 虚偽表示(公序良俗違反)無効

原判決は、「以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながら原判決は、後述の通り、①私が訴えた、当り前の、事件性ないし違法性を合理的根拠無しに無視しており、②事実認定に、甚だしい経験則違反や論理則違反による、自由心証主義への違反など、訴訟手続の重大な違反が有り、また、法令の解釈の重大な誤りも有るので、程度問題として、実質的な司法拒絶であり、著しい信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反であり、憲法遵守義務(憲法13、99条)違反であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害であり、違法な判決なので、当り前に、無効です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

#### 第4 控訴の理由の説明

裁判制度の目的を考えれば、控訴人の訴えを無視することに正当性は無いことは自明であり、また、このような司法権の濫用を想定していないことは現行制度の瑕疵と考えます。

1 以下の通り、総じて著しい訴訟ルール違反です。

##### ① 合理的根拠無しに、訴えた違法性を無視していること(司法拒絶)

基本的に、憲法遵守義務(憲法 13、99 条)違反です。

訴えを無視した点は、手続目的の妨害であり、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害です。理由が有っても、極めて片手落ちで、実質的な理由不備(民訴法 312 条 2 項六号)です。

##### ② 「違法性が無いから理由も不要」との狂気の倒錯であること

これは論法として、当り前の違法性を認めないことによって、論理則違反を経験則違反に擦り替えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、判断要素としては排除不可能ですから、たとえ違法性が無いと判断したのだとしても、その合理的根拠を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

##### ③ 被告の擬制自白(理由の無い否認=狂気の倒錯)を看過したこと

④ 私の訴えが判決書に記録されていないこと ①と裏腹でもあります 現行制度の瑕疵 全3頁の判決書の、たった8行の事案の概要では、本件の事件性が全く伝わりません。

#### 事件性ないし違法性の判定が不可避の前提であること

実質的に、警察の常習的な、理由を告知しない受付拒否(手続妨害)と言え、職責と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反なので、訴えた事件性ないし違法性が前提であることは自明なのに、無視しました。

##### 2 判決に憲法の解釈の誤りや、その他憲法の違反が有ります(民訴法 312 条 1 項)

後述の通り、原事件は無言の脅迫と思われ、脅迫とはすべからく、威力によって真意を抑圧させることですから、必然的に、自決権ないし自治の権利(いずれも憲法 13 条)の侵害です。

その訴えを、警察が無視して来たことは、その職責(警察法 2 条など)と訴え内容に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、ひいては平等権(憲法 14 条)の侵害です。

このように、元々幾つもの人権侵害(憲法違反)や違反を含んだ被害です。

##### 3 事実認定に甚だしい経験則違反や論理則違反が有るので、自由心証主義への違反です

#### 第5 控訴理由の詳細(原判決の問題点) ★や●の数が多いほど違法です。

(前堤) 訴えを無視することは、不当な受付拒否(手続妨害)であり、結果回避義務違反であり、当り前に、違法です

言い換えると、故意の観点の欠落による手続妨害への抗弁事実を、常に示しておりません。裁判所や検察庁や警察など、国家権力を直接行使する機関には、暗黙の社会的要請として、常に合理性が求められていることは、人権の歴史から考えても当然です。

特に警察の場合は、権力の濫用の予防という各根拠法の立法趣旨からも、被害の継続への回避義務からも、理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当り前です。

これは論理的には既述の通り「違法性が無いから理由も不要」との狂気の倒錯です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く、無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法2条)の職責と訴えた極めて高度の違法性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害です。

また、不合理な判断は、既述の他、刑訴法189や239条2、犯罪捜査規範第4~5条への違反であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第63条や刑事訴訟法第242条への違反です。またこれらは当り前に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反です。

## 事件の概要と焦点

閑散状態の公衆浴場で、風呂に入った隙に、置いたままの(使用中の)イスを横取りされるとい、前例の無い人為現象が、私にだけ、短期間に10回も連続して起きたのは、以下の理由から、蓋然性として、私を狙った、何らかの害意の表示に違いありません。

①超閑散の状況で、敢えて置いて在る椅子に座ろうとする人は居ません(偶発性1/10000)

②敢えて置いて在る椅子に座ろうとする場合には、横取りにならぬよう細心の注意をするはずなので、根拠無く片付け忘れだと思ひ込む人は居ません(偶発性1/100)

③横取り行為の意味するものが、「このように、お前の存在など認めないぞ」との公然たる無言の侮辱、または、「このように、お前の存在を消すぞ」という生命への無言の脅迫、の害意の表示に当る、超危険行為なのは、誰でも自明です (偶発性1/10000)

言い換えると、個人の尊厳の蹂躪(不法行為)に当るのは、誰でも自明です。

また、前例が無いことは、この違法性が公知であることの証明です。

④特に被疑者Bの場合は、目の前のイスは2つであり、目の前の入浴者も2人だったので、それ以外の第3者の片付け忘れだと思ひ込む余地は有り得ません。(偶発性ゼロ)

⑤一回目の通報以前に既に、延べ4回の訪問で、計8回連続で横取りに遭っていました。

なお、通報までは、四年間に延べ約70回通って、一度も横取りに遭っていません。

合わせて、横取り者が毎回別人であること、私限りの現象であることなどから、共謀して同じ事を繰り返してみせることによる威力であると、当り前に、訴えました。

この天文学的に超高度の蓋然性を認めないというのは、野蛮を通り越して、喜劇です。

前例が無いのは、公知の違法性の証明であり、また、特別の意図を示唆します

## 私の経験無

私は約 20 年の会社員時代に、東京と大阪を中心に生活し、近隣の公衆浴場にも通い、通算の入浴回数は、数千回ですが、イスを横取りされた経験など一度も有りません。

## 風和の湯でも、前例無(甲 7 号反訳書)

20200106 14:14 風和の湯(TEL027-872-1526)アベさんの話

20200108 10:50 みなかみ町観光課スズキさん、200204 オープン、H30 入浴者数 21,708 人

## 公益財団法人 全国生活衛生営業指導センターでも、前例無(甲 8 号反訳書)

20200108 11:11 公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター(TEL03-5777-0341)アダチさんの話 なお、良俗違反を訴えているのに、あくまで個人の問題とする見解は、不審です。

## 一般社団法人 日本温泉協会でも、前例無(甲 9 号反訳書)

20200109 10:30 一般社団法人 日本温泉協会(TEL03-6261-2180)クドウさんの話

## 警察でも、前例無(推定)

甲 4 号反訳書 6 頁下(被疑者不詳K)「ああ、じゃ、有る出来事なんですか?これらはね、100 回に 1 回くらいは。」 この口振りは、警察にも前例が無いことを示唆しています。

## 公然たる害意の表示であり、故意または過失による、個人の尊厳の蹂躪です

公然と他人の存在を否定する行為ですから、当り前に、紛争の火種となり、社会秩序を乱しますから、典型的な公序良俗違反であり、極めて反社会的です。

また、公共の場での席の横取りという行為は、公衆浴場に限りませんし、世界普遍的です。本件では、イスやタオルが置いて在るので、使用中か否か判別が付くこと(差異が可視的であること)、が極めて重要であり、それに気付かなかったことは、故意または過失です。

以下の、当り前の蓋然性を無視しています(経験則違反、判定洩れ、理由不備)

★★★★★本件横取りのような、公然と他人の存在を否定する行為は、個人の尊厳への害意の公然たる表示に当ること、つまり人権侵犯性、を誰もが承知していること

★★★★★一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)の侵害であること

★★★★★一般人は、超閑散の状況では、敢えて置いて在るイスに座ろうとしないこと

★★★★★一般人は、敢えて置いて在るイスに座ろうとするなら、横取りにならぬよう細心の注意を払い、それを怠ることなど無いこと

★★★★★特に被疑者 B (二回目通報)の場合は、一般的には、間違える余地が無いこと

★★★★「このように、お前の存在など認めないぞ」との公然たる無言の侮辱の害意の表示に当ること

★★★★「このように、お前の存在を消すぞ」という生命への害意の無言の脅迫の表示に当ること

★★★★★前例の無い人為現象は、公知の違法性と特別の意図の証明であること

★★★★★横取りが、私にだけ、短期間に 10 回連続で起きたこと

★★★★★それが、横取者達の共謀ないし威力を暗示していること

## ★★★★★包囲網の实在

### ★★★★★沼田署が二人の横取者を隠蔽したことが、訴訟の妨害に当ること

#### ●●●反論 「沼田署は理由を説明した」旨(判決書 10 頁ほか)

「間違えたそうだから違法性は無い」は、無根ないし論理則違反です。  
犯人が嘘を吐くのは当たり前ですし、そもそも間違えないので蓋然性が有りません。  
また、訴えた既述の違法性を否定する理由が有りません(そもそも理由になり得ません)。

#### ●●●●●反論 「公共物・場だから違法性は無い」旨(判決書 10 頁) 論理則違反 詭弁

では、公共の場で起きた殺人は、殺人でなくなるのですか? 稚拙な詭弁です。

明らかな失当ないし狂気の倒錯であり、そもそも理由になり得ません。

逆に、公共の場だからこそ、公然たる侮辱に当ることを無視しています。

#### ●●●●●反論 「脅迫したり侮辱したりする意図は無いのが通常である」(判決書 10 頁)

前例の無い現象なので、「通常」などと言えません

ですから、著しい経験則違反であり、極め付けの事実誤認です。

#### ●●●反論 「被疑者らには、私のイスが特定できないから狙ったとは言えない」旨(判決書 10 頁ほか)

既述の通りの状況なので、私を狙った横取りであることを、当り前に、示唆しています。

## 第 6 法令の摘示

日本国憲法第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第 7 証拠の追加 甲 7 から甲 9 号の各書証を追加し、証拠説明書に追加します。

第 8 貴所による破棄自判を希望します

## 第 9 附属書類

1 控訴状副本

1 通

以上

甲7号書証 (反訳書) (追加)	20200106 14:14 風和の湯アベ係員 との会話の録音	プリント原本 20200217 原告が作成	立証すべきは、 <u>同施設で、イスの横取りの前例が無いこと</u> です。 「無い無い無い」と、10回繰り返してます。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から風和の湯(群馬県利根郡みなかみ町上牧1996-7、TEL027-872-1526)への通話。 なお、 <u>この日も新たなイスの横取りが起きました</u> 。 被疑者は刺青の余所者です。
甲8号書証 (反訳書) (追加)	20200108 11:11 (公)全国生活衛生 営業指導センター のアダチさんとの 会話の録音	プリント原本 20200217 原告が作成	立証すべきは、 <u>同センターで、イスの横取りの前例が無いこと</u> です。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から、公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター(〒105-0004 東京都港区新橋6 丁目8-2、TEL03-5777-0341)への通話。 いわゆる銭湯を始めとする、生活衛生法の業界の行政窓口です。 4頁中「 <u>そうゆう前例ってな、私、初めて聞きましたけどね</u> 」、6頁上「 <u>初めて聞くケースですね</u> 」 なお、反社会性を頑なに認めようとしなないことは、職責から見て、極めて不審な対応です。
甲9号書証 (反訳書) (追加)	20200109 10:30 (社)日本温泉協会 のクドウさんとの 会話の録音	プリント原本 20200217 原告が作成	立証すべきは、 <u>同協会で、イスの横取りの前例が無いこと</u> です。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から、一般社団法人 日本温泉協会(〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全 国旅館会館3階、TEL03-6261-2180)への通話。 「 <u>今までは聞いたこと無いですね</u> 」とのこと。

20200106 14:14 風和の湯(群馬県利根郡みなかみ町上牧1996-7)での、私とアベ係員との会  
話録音 反訳書

(私) 今日、また、イス取られちゃったんです、

(アベ) 嘘、本当に? 今度、持ってってね?

(私) うん、いつも持ってぐようにしてんだけど、今日はたまたま置いといたん、

(アベ) 今日は、色々な人が来てるから、ねえ、わかんない、いつもと別な人かもしれない、

(私) 今日は、混んでるからね、

(アベ) そうそうそう、今、お正月ね、ちょっと混むんだよね、うん、

(私) 混んでるとは言ってもね、半分ぐらいしか入ってなかったけどね、

(アベ) 本当に? じゃ、知らない人がほら、色々来てるから、ねえ、

(私) 刺青した人に取られた、

(アベ) 居たんだってね? そうそう、聞いた聞いた、

(私) 白髪の、刺青した、年配の、

(アベ) その人もだから、来たことない人じゃないのかな? 私、知らないもの、そう言っ  
た人も居た、ね、ね、今度、持ってってね? (笑)

(私) それはいいんだけどさ、あの、過去の話で、そうゆうあの、イス取りの話は有るの?

(アベ) 無い無い無い、

(私) 無いよねえ?

(アベ) 無いよ、

(私) 無いよねえ?

(アベ) 無い無い無い、

(私) ここ、もう10年ぐらい経つよねえ? そんな無いよねえ?

(アベ) 無い無い無い、で、気を付けて、持ってって、ね? うん、

(私) 判りました、はい、ええと、何、何てゆう人でしたっけ?

(アベ) え? 私? 私、アベ。

(私) アベさん、はい、ありがとうございます。

(アベ) うん、(笑)はい、どうもありがとうございました。

以上

20200108 11:11 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から、公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター(東京都港区新橋 6 丁目 8-2、TEL03-5777-0341)のアダチさんへの通話録音 反訳書

(アダチ) お電話代りました、アダチと申します、

(私) はい、あの、すいません、あの、公衆浴場です、ええ、極めて珍しい、まあ、事件のようなものが起きておまして、ええ、まあ、その前例が有るかどうかを伺いたいんですけれども?

(アダチ) あ、なるほど、どのようなあれでしょうか?

(私) ま、空いている状況です、あのう、ま、露天風呂とかに入ってる間に、その、使ってたイスを横取りされちゃうんですよ、

(アダチ) うん、使ってたイスってのは?

(私) 私が置いといたイス、

(アダチ) ううんと、あの、いわゆる、浴室の洗い場のイスってことですか?

(私) はい、

(アダチ) を、つ、使われちゃうってのは、ど、どういうことなんすかね?

(私) 座られちゃうんです、そこに。例えばあの、10 個洗い場があるとしますと、まあ、二つ三つしか、人が居な、使ってない状況で、その二つ三つのうちの一つ、私の使ってた奴を使われちゃうんです、

(アダチ) ああ、ううんと、それは、お客様が露天風呂に入ってる間とか?

(私) そうです、そうです、

(アダチ) ああ、うん、

(私) 居ない、居ない留守に。ま、あの、空いてるから当然まあ、あの、面倒だからイスは片付けなくて置くわけなんですけど、その間に、別の人が後から入って来て、座ってしまうと。ゆう現象があの、立て続けにあの、10 回起きてまして、

(アダチ) はいはい、

(私) あの、そもそも単発で、きわ、極めて珍しい現象だと思うんで?

(アダチ) うん、あの、基本的にその、浴場の洗い場の、いわゆる場、その、何て言うんですかね? その場所ってあるじゃないですか? あれは、誰の物ってゆうんではなくて、浴場施設を利用された方が皆んなで使う場所なんですよ?

(私) まあ、それはそうですよね、

(アダチ) ですから例えば、ええ、10 個あの、蛇口が有ったとするじゃないですか? でまあ、1 番真ん中の、まあ、解り易く言えばじゃ、1 番右側の、にお客様がイスを置いてですね、体をまあ、先にちょっと、浴槽に浸かる前にね、軽くさっと流そうと、で、流し終わりましたと、で、まあ、また、ね、もう一回よく髪の毛も洗いたいし、また後で洗おうと思って、ま、とりあえず洗面器と、あの、イスをその場に置いといて、で、ま、浴槽につかま、浸かりますわね、で、その間に、別のお客様が入って来て、要はまあ、他の 9 個は未だ空いてるわけですか? だけどそこに座ったってゆうことですよ?

## P-甲 8 号書証

(私) そうです、

(アダチ) うん、で、それはねえ、あの、別に責められないんですよね? 基本的には、その10個の蛇口、どこ使ってもいい話んなってるんで、例えばその、洗ってる途中でどけとかね、そうゆう話んなっちゃうと、基本的にはその、場所取りってゆうのも、お断りさしていただいているはずなんですね、皆さんで使う物なわけですから、たまにあの、いらっしゃいますけど、タオルとかね、あのう、何だ? 髭剃りとか、そうゆう物を置いて、で、浴槽浸かってね、そこ座ろうとすると、や、そこ、俺が取ってるんだ、ってゆう方はたまに居ますけど、原則的にその、湯栓ってゆうのは共用の物ですから、どこ使っても構わないんですね、

(私) あ、それはそうです、そうゆう占有権的なものを問題にしてるわけではなくて、その、極めて稀有な現象だと思うんですけど? それが連続して、

(アダチ) ああそれ、普通はね、あの、擦れ違ううんでしたらね、空いてるところでいいじゃねえか? ってゆう気がしなくもないですけどね、

(私) いや、しなくもないとゆうか、普通、当り前にあの、空いてるところを選ぶでしょう?

(アダチ) ああ、お、いつも同じ方なんですかね?

(私) や、全部違います、

(アダチ) あ、全部違うんだ? ううん、

(私) 全部違うということは、皆んなで示し合わせて、同じことしてるんだろうかと、

(アダチ) よ、よく行かれる銭湯なんですか?

(私) ええ、あ、決まったところです、はい、

(アダチ) あ、決まった場所? ううん、あの、いわゆる昔ながらの銭湯?

(私) いや、銭湯ってゆうか、あの、まあ、温泉ですね、

(アダチ) いわゆるスーパー銭湯って奴ですかね?

(私) に近いものですが、あの、地元の温泉施設です、

(アダチ) ああ、うん、でもそれ自体、ま、示し合わせてるのかどうなのかっての、まだちょっとわかんないんですけど、ま、仮にその、示し合わせてるとしても、ルール上は何も文句言えないんですよね?

(私) いや、そんなことはないですよ? あの、それは、まあ、あの、ちゃんと書いた書面も有りますけども、まず、意味としてその、個人の尊厳を侵害してますよね?

(アダチ) ううん、

(私) あの、座ってた人の存在を否定してるわけですから?

(アダチ) でも、その場では、座ってらっしゃらないわけでもんね?

(私) え? ああ、まあそれはそうですね、不在

(アダチ) じゃあ、使い終わったってことじゃないですか? そこの洗い場をね。

(私) はああ?

(アダチ) じゃ、例えば入浴、浴場に入られますわね? 脱衣して、で、まあ、とりあえずあの、きちんと一回、軽く洗ってから入ろうと、ゆうんでまあ、蛇口んとこ座るじゃないですか? でまあ、終わったと、で、席を立った瞬間に、もうそこの、いわゆる、場所のルール

## P-甲 8 号書証

の利用は終わったということですから、もうそこはもう、誰のものでもないじゃないですか？

(私) いや、

(アダチ) だからと言って、毎回毎回、そこに掛けるのも、また変な話なんですけどね、そこは変だなと思うんですけど、

(私) ええ、それ、だから変なのは、終わってることを確認しないで座っちゃうところが変なんですね？ 終わってると言えないわけですか？

(アダチ) あ、お客様ん中ではね？

(私) ええ？ いえ、お客様じゃなくて、

(アダチ) もう一回、湯船に浸かって、体暖めた後、もう一回、そこへ行って、髭剃ったり髪の毛洗ったりと、ゆうふうにしようと思ってたのに、別の人が入ってっから、別の場所に行かなきゃなんないじゃねえかってゆう？

(私) いやいや、だからあの、置き忘れだと思いう前に、他の人が使ってるんじゃないか？ と疑うのが当たり前ですよ？

(アダチ) タ、タオルとかそうゆうのは置いて在るんですか？

(私) あ、置いて在ったこともあります、それでも座られてます、

(アダチ) はああ、ううん、とりあえずまあ、その、浴場、まあ、銭湯だとかの、温泉施設もそうなんですけど、中でその利用に当たっての何かその、利用者側の皆さんがですね、その利用に当たってのその、守らなきゃならない何かその、ルールみたいなものってゆうのはその、と、特に無いとゆうか、基本的にはまあ、特にその洗い場とこですよ、についてのその、ルールっちゃ、例えばその、タオルか何かが置いて在って、そこで洗ってたら、例え、ねえ、髪の毛洗ってる途中に、背中叩かれて、いやそこは俺が場所取つといた場所だからお前使うなよと言ったら、どか、どかなきゃいけないのか？ といったら、そんなことないんですよ、要はその、所、所有権が有るわけでもないで、

(私) いや、そうじゃなくて、あの、極めて珍しい事例ですけど、それによって深刻なトラブルに、あの、事件になった

(アダチ) ねえ、ごねるのもね、トラブルになっても嫌だからってんで、まあ、しょうがなく、その場は皆さんどくんでしょ？

(私) いや、どくんじゃなくてあの、侮辱罪と脅迫罪の疑いが有るんですね？ 意味として、

(アダチ) ううん、

(私) あのだから、存在を否定してるとゆうことは「このようにお前の存在を消すぞ」という殺意であることを否定できないですよ？

(アダチ) ううん、ただその前にその、いわゆる、きょう、公共の物を占有してしまっているという状況でもあるわけなんですよ？

(私) まあ、それはそうですね、ええ、だからそこは、そこはあの、信義則ないしまあ、互敬の精神として、当然に、使っている人が居るかどうかを確認するはずなんですよ？

(アダチ) ううん、

(私) そこが、こ、あの、極めて高度の蓋然性なんですけども？

(アダチ) うん、ただね、あのうまあ、最近だとあんまり無いんですけど、まあ、昔は、銭

## P-甲 8 号書証

湯って、沢山いらっしゃったじゃないですか？ 人が、で、例えばその、ま、今でも、ね、都内なんか、銭湯残ってますけど、例えば、浴槽のキャパ、収容人数的に、二百人入りますよという時にですね、ただじゃあ、蛇口が二百個有るのか？ と言えば、そんなことないんですよ、

(私) ああ、はいはい、

(アダチ) 10 個ぐらいしかないと、そうすと、ど、どうしてじゃあ、二百人入れるのかとゆうと、浴槽に浸ってる人と体洗ってる人が交互にまあ、お互いにね、阿吽の呼吸で気を遣いながら、あ、そこが空いたから、じゃ、次使おうとかね、ただその、空いた、空けた人、例えば要は先に入って来た時に、軽くまあ、体を流してから入ろうってんで、蛇口の前に座っていると、そこでまあ、満席んなっちゃったと、自分としては、ゆっくり浸った後で、体をゆっくり洗いたいなど、ただまあ、満席だからちょっと空くのを待ってようってんで、で、当然ながらその、体を軽く流した方が席立ったら、じゃそこで体洗おうってんで、そこに座るわけじゃないですか？ で、そこでじゃ、例えばじゃ、その、立った方ですね、いや、そこは俺の席だぞとゆうに言われちゃうと、要は商売回んなくなっちゃいますから、そうゆう理屈の物じゃないじゃないですか、銭湯の洗い場ってゆうのは、皆んなで使うってゆうことですから、ただまあ、今日のように、例えば、お客様とあの一人しか、開店と同時に入ってですね、一番風呂だったと、まだ、ガラガラの状況の中で、あの、あの、次に入って来たお客さんが、そこに座ってしまったと、で、それはまあ、毎回毎回そうなるってゆうのはまあ、ううん、何かい、意図が有るのかもしれないですけど、ううん、そうゆう前例ってな、私、初めて聞きましたけどね、

(私) いや、都会と全然違うのはあの、常に閑散あの、超閑散の状況でしか行かないわけなんです、

(アダチ) あ、ゆう温泉なんですかね？

(私) ええ、土日は混雑するんで、平日しか行かないんです、私は。そうゆう状況で起きてるのが、極めておかしいと、

(アダチ) ううん、でも、ずうっといつも行ってる所なんですよ？ ううん、

(私) ええ、ま、加えてあの、私あの、昔からあの、そういった風呂好きなんで、スーパー銭湯だの、フィットネスクラブだの、しょっちゅう利用してたんですけども、全くあの、そうゆう、取られた経験が無いんで、そうゆう意味からもおかしいとゆう状況でまあ

(アダチ) ううん、その、何て言うんでしょう？ 浴場、温泉施設の、ま、私共のその、指導センターってのが、あの、いわゆるその、銭湯さんのような、あの、営業上の皆さんとの、いわゆる衛生的な観点の、あの、経営指導を行ってる所なんですよ、で、まあ、浴場業法ってのが在るんですけど、今回のケースで行くと、いわゆる公共のスペースの洗い場ってゆうか、蛇口をですね、あの、まあ、その、使われてしまうってゆうのがまあ、基本的には公共の物ですから、使われてしまうもしまわないもないんですね？ 空いてれば、誰が、誰もが使っていていいですよって物なんで、あの、要は公園の水道とかと一緒にね、で、その蛇口ってゆうのはその、銭湯の浴場の利用者の皆さんに使っていただくために、浴場施設の事業主が設置している物ですから、この蛇口は俺の物だとか、私の物だってゆう物ではないので、

## P-甲 8 号書証

(私) ああ、もちろん、ですから、意味が違うんですね？

(アダチ) た、たぶん、お客様が感じら、感じていらっしゃる違和感でゆうのは、そういうところではない話じゃないですか？

(私) ええ、あの占有権は元々主張してないんです、あの、そういう観点ではなくて、

(アダチ) いずれにしても、あれじゃないですか？ そうゆう行いに対しての不信感とゆうか、だからそこの辺はねえ、ちょっと申し訳無いですけど、うちのほうでも、何とも申し上げようが無いんですよ？

(私) てゆうか、あの、すいません、苦情処理マニュアルってのは、都道府県単位で作ってるけど？

(アダチ) はいはい、作りますけどね、

(私) それに乗っかって来る事例じゃないんですか？

(アダチ) ではないですね、というのは結局その、個人のまあ、何て言うんでしょうね？ 価値観とゆうか、個人のその、嗜好の部分とかとか、要は、あの、ま、類似するケースだとすれば、たまにあの、飲食店で、その、経営者の、要は店長さんとかですね、あの、何だ、いわゆる料理人さんの態度が横柄だってゆう、よく有るじゃないですか？ 横柄な態度の店員さんが嫌とか、それに腹を立てて、あの、お電話を戴くことって多々有るんですけど、それ自体は、何かじゃあ、そのお店が何かその、法に照らして、いけないことをやってるのかというと、そうではないんですよ？ だからそのお店を罰する法律が有るのかっていうと無くて、ただ一方で、お客さんが不快に思えば、お店にお客様が来なくなるわけじゃないですか？ だからまあ、私共のマニュアルでは、あの、苦情処理ってゆうか、まあ、そういう行為があるので、ちゃんと笑顔で親切に対応しましょうと、とゆうようなマニュアルになるんですよ、で、基本的にはその、苦情処理マニュアルってのはあの、消費者の皆さんの苦情対応ってゆうのが、いわゆる法律に違反してるかどうかとかですね、ルールにその、違反してないかどうかとか、で、明らかにその、ルールに違反してるのに、そういったケースが多々、あの、消費者から届いてますよというのは、きちんとルール違反でもあるので、きちんと直しましょうと、ゆうような趣旨のマニュアルなんですよ、

(私) うん、要するにあの、私のようなケースは、そちらでは把握してないとゆうことですかね？

(アダチ) それ、今のケースで行くと、銭湯を利用される方向けのマニュアルが必要になって来るんですよ？ 要は、浴場の経営者が配慮すべきことではなくて、銭湯を利用されるお客様側が、要は例えば、混ざ、混雑している時であればね、しょうがないと思うんです、あの、たぶんそれはお客様も文句言わないと思うんですよ、あの、何十、何十人もね、あの、お風呂の中に人が居て、10 個しか蛇口が無ければ、うん、それは逆にね、申し訳無いから、ちょっと自分が洗ったら、とりあえずタオルは端っこに置いて、お次の方どうぞってゆうんであの、お譲りされるんだと思うんですよ、ただその、そうじゃない状況の中で、例えばね、10 個蛇口が有って、お客さんが二、三人しか居ない時に、別のお客さんがね、入って来て、そこでイス出して、洗面器、ね、で、タオルも置いて在るんだったら、別の場所を使いましょう、みたいなのは、利用者側の配慮に、お互いに利用者、お互いに利用する者

## P-甲 8 号書証

同士の配慮としてですね、だ、それは、お店のほうでも強制もできないですし、

(私) まあ、そちらに関係有るとすれば、浴査って奴ですね？

(アダチ) ううん、ただもう、極端な話、そこまで行くともう、人間性の問題んなっちゃうじゃないですか？

(私) まあ、基本そうですね、あの、そうゆう前例は無いとゆうことですね？

(アダチ) 初めて聞くケースですね、こっちも、たぶんあの、そうゆうケースそのものが、本当に珍しいんだと思いますよ、毎回毎回そうになっちゃうってのは。普通でしたらね、あの、ガラ空きなんだったら、別んどこ行けよってね、

(私) まあ、問題はですね、日本だけのケースじゃないってことですね？

(アダチ) ううん、

(私) どこでも世界中、お風呂場、こうきゅう、公衆浴場は有るわけですから、そ、その意味が、まあ、問題無いかどうかですね？ 行為の。

(アダチ) ううん、だから、まあ、段々、段々そのね、昔、昔と言うのも変ですけど、ちょっと前まではそういうね、皆んなで使う場所を、ね、あの、利用する時に、お互いがお互いを気を遣うってゆうのがね、暗黙の中で有る、ま、いわゆる、ね、先ほどお客様のお言葉の中でね、お互いがお互いを尊重し合うというね、そうゆう姿勢で利用するから、皆んな気持ち良く利用できるんでしょけど、そういう意味では最近ね、本当に自分のことしか考えないとゆうかね、非常にその施設を利用されてる他の利用者がどう感じるのかってゆうのを考えないような行動を取るってゆう方もたいへん増えてるってのも事実だと思うんですよ、ううん、そこはもう、人間性の問題だと思うんですけどね？ はい、

(私) わかりました、お忙しいとこ、ありがとうございました、失礼します。

(アダチ) はい、申し訳ございません。

以上

20200109 10:30 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から、一般社団法人 日本温泉協会(〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3階、TEL03-6261-2180)

のクドウさんへの通話録音 反訳書

(私) もしもし、あ、すいません、あの、トラブル事例の、あの、前例が有るかどうか教えていただきたいんですけども？ あ、温泉協会ですよね？

(クドウ) はい、そうです、

(私) ええとまあ、自宅の近所の温泉に、まあ、月に三回くらい通ってるんですけども、ここで、あの、いつも空いてる時に行ってるんですけども、あの、まあ、空いてるからあの、使ってたイスはそのまま置いといて、あの、露天風呂に行ったりするんですけども、その、その間にあの、後から来た人が、あの、イスを横取りしてしまうとゆう事例があの、何度も続いてまして、そもそもそうゆう横取りってゆうのは、極めて稀有なんじゃないか？ と思うんですよ、その前例を教えていただきたいと思ひまして、

(クドウ) はああ、ちょっと当局では、そういった相談は今まで無かったもので、

(私) 無いんですよね？ そうですねえ、あの、全国の温泉から、まあ、そういった事件とゆうか苦情の代表的なものは集ま、そちらに集まるわけですよね？

(クドウ) そうですね、ま、苦情とかそういうんに関しては、消費者庁とかそういったところに連絡していただくようお願いはしてるんですけども、

(私) ええ、まあ、内容として、苦情というよりはまあ、まあ、違法行為というか、不法行為というか、犯罪というか、そのへんの類なんですけど？ そうゆう事例は聞いてないですよ？

(クドウ) 特には、今までは聞いたこと無いですね、

(私) はい、あの、そうゆうご担当ですか？ 失礼ですけども、

(クドウ) いや、そういったのはあまり受けないので、

(私) あ、そもそもそうゆう話が無いってことですね？ 別にあの専門的に、そうゆう苦情を扱うような方ではないとしても、

(クドウ) そうですね、はい、

(私) ああ、判りました、まあ、それだけ伺いたかったんですけど、はい、えと、クドウさんですか？

(クドウ) はい、クドウでございます、

(私) はい、あ、ありがとうございました。

(クドウ) はい、ありがとうございます、また何か有りましたら、宜しくお願いします。

以上